

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。なお、六月に行われた、オリンピック観戦チケットの第一次抽選は、一枚も当選しませんでした。追加抽選では、高望みをして「キング・オブ・スポーツ」近代五種に申し込みました！ 弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について～瑕疵担保責任（売買①）～

今回からは、瑕疵担保責任に関する改正点について、ご紹介致します。まず今回は、売買契約に関する改正の内容についてです。

瑕疵担保責任とは

瑕疵担保責任とは、売買の目的物に不具合があった場合に、売主が買主に対して負う責任のことです。

なお、民法で定められている瑕疵担保責任は任意規定ですので、契約書で異なる内容が定められていれば、契約書の内容が優先されます。

改正の理由

従来、瑕疵担保責任に関しては、その法的性質や適用される範囲などに学説上争いがあり、判例の立場も不明確でした。そこで、改正民法では、債務不履行（契約違反）に該当することを前提とした特則という理解の下、規定が整理されました。

改正後の買主の救済手段

「隠れた」という要件の削除

改正後は、買主の救済手段としては、①目的物の修補や代替物の引渡しなどの履行の追完請求、②代金減額請求、③損害賠償請求、④契約の解除、と整理されました。①と②については、従来は明記されていなかったものでした。

①履行の追完請求に関しては、買主に不相当な負担を課すものではないときは、売主が履行の追完方法を選択できるとされている点が注目されます。

改正による文言の変更

②代金減額請求に関しては、まず、①履行の追完請求を先にを行う必要がある点が注目されます。④解除に関しては、従来存在した、「契約をした目的を達することができないとき」の要件が削除され、目的物の種類や品質だけではなく、数量に関する不適合も含まれるという点は留意が必要です。

時事ニュース ～今通常国会で成立した法律・法改正～

平成31年・令和元年通常国会でも、重要な法律・法改正が成立しました。親権者の体罰禁止を明記する等した改正児童虐待対策関連法など、社会的にもニュースとなったもの以外にも、職場のパワハラ防止のための事業主の措置義務を定めた労働施策総合推進法の改正、課徴金制度等に関する独占禁止法の改正、査証制度の創設や損害賠償額の算定等に関する特許法等の改正、債務者財産の開示制度等に関する民事執行法等の改正なども行われました。民事執行法等の改正は、社会的にはそれほどニュースとはならず、また、子の引渡しの強制執行に関する点を取り上げられることが多かったように存じますが、債務者財産の開示制度に関する改正は非常に重要な点ですので、本ニュースレターで具体的に紹介致します。

民事執行法の債務者財産の開示制度に関する改正

「時事ニュース」でもご紹介したとおり、民事執行法等の改正法が今国会で成立しました。

そこで、非常に重要な改正点である、債務者財産の開示制度に関する改正の内容をご紹介します。

なお、今回の民事執行法等の改正では、その他にも、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策の導入、子の引渡し等の強制執行に関する規律の明確化・見直し、差押禁止債権をめぐる規律の見直しなどもなされています。

【改正の理由】

民事訴訟を提起して勝訴判決を得たとしても、相手（債務者）が判決に基づいた支払を行わない場合、債務者の財産に対して、強制執行を申し立てる必要があります。しかし、債務者がどのような財産を所有しているか分からなければ、強制執行を申し立てることができないため、泣き寝入りせざるを得なくなってしまう。

【第三者からの情報取得手続】
③現行の債務者による財産開示手続に加えて、改正によって、次の

そこで、これまでも、確定判決等を有する債権者の申立てによって、債務者を裁判所に出頭させ、財産を開示させる手続が設けられていました。しかし、これが十分に機能しているとは言いが難かったため、改正が行われました。

【現行の財産開示手続の見直し】
①財産開示手続への債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則は、30万円以下の過料にとどまっていたが、改正後は、刑事罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）に改められました。

②財産開示手続の申立権者について、確定判決等を有する債権者だけでなく、改正によって、仮執行宣言付判決や公正証書等を有する債権者にも拡大されました。

【施行日】
公布日である本年5月17日から1年以内に施行されます。ただし、③土地・建物に関する情報の取得については、本年5月17日から2年以内に施行されます。

【施行日】
公布日である本年5月17日から1年以内に施行されます。ただし、③土地・建物に関する情報の取得については、本年5月17日から2年以内に施行されます。

ハラスメント対策セミナー開催のご報告

令和元年8月1日（木）に、ハラスメント対策セミナーを開催いたしました。多数の方々にご参加くださったことに心よりお礼申し上げます。今後も弊所では定期的にセミナーを開催させていただきます。どうぞお気軽にご参加いただければ幸いです。



事務局 便り

フジオ軒の日替わり定食

現在大手町ビルは改修工事のため、ビルの飲食店は一時的に閉店しているところもたくさんありますが、実は、美味しい洋食ランチがいただけるお店があるんです！地下2階のフジオ軒は、お昼時には行列必至の人気店です。この日のメニューはポークかつとコロケです。さくさくの衣にほんのり甘いソースが美味しさを引き立てています。ボリュームたっぷりの日替わり定食（ライス・スープ付きです♪）でスタミナをつけて、暑い夏を乗り切りたいと思います。（事務局/竹下）

